

東京都私立高等学校通信制課程に係る認可基準

平成 15 年 3 月 26 日
14 生文私行第 2845 号

改正 令和 4 年 3 月 31 日
3 生私行第 4653 号

第 1 趣旨

通信制の課程を置く私立高等学校及び中等教育学校（以下「実施校」という。）の設置、その他の私立高等学校及び中等教育学校の通信制の課程に係る認可については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）その他の法令の規定によるほか、この審査基準の定めるところによる。

第 2 名称

- 1 実施校の名称は、既存の高等学校及び中等教育学校と同一のものであってはならず、原則として類似の名称でないものとする。
- 2 学科及び学科に設けるコースの名称は、全日制及び定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与える名称でないものとする。

第 3 通信教育実施区域

- 1 実施校の通信教育を受ける生徒の住所（以下「通信教育実施区域」という。）が、東京都内のほか、他の二以上の道府県に及ぶ場合には、当該道府県の意向を踏まえたうえ、その必要性が特に認められるものでなければならない。
- 2 通信教育実施区域は、実施校の本校、通信教育連携協力施設への通学に支障のない範囲で定めるものとする。

第 4 教育施設及び設備

- 1 本校
 - (1) 通信制の課程のみを置く実施校の本校の施設は、高等学校通信教育規程第 9 条に規定するもののほか、実施校の教育課程に規定される教科の面接指導及び試験に必要な実験・実習等のための施設並びに体育の面接指導及び試験に必要な運動場等を備えていなければならない。
 - (2) 本校における各教室の面積は、原則として、当該教室において同時に面接指導及び試験を受ける生徒数に 1.5 平方メートルを乗じて得た面積を下回ってはならない。
- 2 通信教育連携協力施設
 - (1) 実施校の設置者（以下「設置者」という。）は、通信教育連携協力施設を設ける場合のその施設・設備については、本校と同様の教育環境を確保できるこ

とが確認されなければならない。ただし、次(2)の一に掲げる分校については、本校の基準を満たすことを原則とする。

(2) 高等学校通信教育規程第3条第2項に規定する面接指導等実施施設のうち、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 分校 設置者が本校のほかに東京都以外に設ける実施校専用の施設
- 二 大学、専修学校及びその他の学校 設置者が設置する学校
- 三 その他の施設 少年院法（平成26年法律第58号）に規定する少年院

第5 通信教育連携協力施設との連携協力

- 1 設置者は、他の設置者が設ける学校及び施設を通信教育連携協力施設とする場合には、当該通信教育連携協力施設の設置者と連携及び協力を十分に図り、生徒の修学に支障のないように努めなければならない。
- 2 設置者は、通信教育連携協力施設における教職員、施設、設備、その他の連携協力をする内容について、当該通信教育連携協力施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うものとする。
- 3 設置者は、学習等支援施設を設ける場合には、民間施設である学習等支援施設との関係について、教職員の兼任や納付金の取りまとめを委託するなど、生徒及び保護者等に誤解を招くような連携協力を行ってはならない。

第6 教育方法

1 面接指導及び試験

面接指導及び試験は、原則として、本校又は面接指導等実施施設で行うものとする。

2 添削指導

- (1) 添削指導は、実施校の教員が直接行うこと。
- (2) 実施校の教員は、添削指導を行うにあたり、担当する生徒の学習における理解の状況を的確に把握し、その生徒が自ら学び自ら考える力を養えるよう努めなければならない。

3 補習等

実施校が、各生徒に対して通学形式による補習等を行う場合には、その実施形態に応じた施設等を用意するなど、十分な教育環境が確保されていなければならない。

第7 収容定員

- 1 実施校の収容定員は、原則として、本校、通信教育連携協力施設ごとに定める人数を合計したものとする。
- 2 設置者は、前項各施設の定員について、面接指導や補習等を行うに十分な教育環境が確保されるよう、適正な人数を定めなければならない。

第8 教職員

- 1 設置者は、実施校の各施設において、原則として、その定員に対し高等学校通信教育規程第5条に定める基準以上の人数の教職員を置くものとし、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員及び司書教諭を置くように努めるものとする。
- 2 設置者は、実施校の各施設において、各生徒に対して通学形式による補習等を行う場合には、前項に加え、その実施形態に合わせた相当数の教職員を置くものとする。

第9 その他

- 1 設置者は、各施設の収容定員に則した生徒募集を行い、過剰に生徒を収容することのないように努めなければならない。
- 2 設置者は、生徒募集にあたり、入学志願者及びその保護者に対して実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正確に理解させることに努めなければならない。また、実施校の生徒募集要項には、通信制の課程である旨が明記されていなければならない。
- 3 設置者は、実施校における教育活動について、保護者等からの問合せ等に対して十分な説明責任を果たすよう努めること。

第10 東京都私立高等学校等設置認可基準の準用

東京都私立高等学校等設置認可基準（平成7年3月20日6総学二第1274号）の第2、第5の5及び6、第6から第9までの規定は、当基準に基づく認可について準用する。この場合において「高等学校等」（第2の「既存の高等学校等」、第7の「他の高等学校等」、第9の「募集停止中の高等学校等」は除く。）とあるのは、「実施校」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、既に設置認可されていた実施校については、この基準に基づき設置認可されたものとみなす。

付 則

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。